

表1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
景観	<p>【工事後】</p> <p>○計画道路の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度</p> <p>・計画道路の存在により、10号地その2埋立地及び中央防波堤内側埋立地に、それぞれ約300m程度の延長でスリット構造及び掘削構造(平坦部含む)の道路が出現する。</p> <p>・しかし、計画道路の周辺は、シーマシーマや倉庫・運輸関連施設等の土地利用に関連する日常的要素が中心となった港湾区域の典型的な景観を形成しており、新たな道路の出現は現状の景観を阻害するものではなく、これらと一体化するとみられることから、主要な景観要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度は小さいものと考ええる。</p> <p>・以上のことから、計画道路の存在に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観特性の変化の程度は、評価の指標とした「公共事業の景観づくり指針」(東京都、平成13年)に定められた計画段階における空間別指針のうち道路・鉄道・モノレベルに係る指針を満足するものと考ええる。</p> <p>○計画道路の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度</p> <p>・新たに出現する道路は、既存の倉庫・運輸関連施設等により遮蔽され、景観に影響を及ぼすと予想される範囲内に位置するいずれの代表的な眺望地点からも視認できないことから、代表的な眺望地点からの眺望は変化しないものと考ええる。</p> <p>・なお、計画道路の存在に伴う景観への影響を低減するための環境保全措置として、陸上部の整備に当たっては、「東京都景観計画」(東京都、平成23年)を参考に、形態・意匠・色彩について臨海部の景観や周辺環境との調和を図ることによって景観の連続性を確保し、圧迫感を与えないように工夫する。</p> <p>・以上のことから、計画道路の存在に伴う代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度は、評価の指標とした「公共事業の景観づくり指針」に定められた計画段階における空間別指針のうち道路・鉄道・モノレベルに係る指針を満足するものと考ええる。</p>

表1(10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	環境に及ぼす影響の評価の結論
自然との触れ合い活動の場	<p>【工事中】</p> <p>○工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度</p> <p>・工事用車両における自然との触れ合い活動の場までの主な利用経路はいずれも見込まれるが、フェリーふ頭公園には駐車場がないため車両での来場は想定されていないこと、利用者への聞き取り調査結果より、平日利用者の多くが近隣の倉庫等から徒歩で訪れていることから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響は小さいものと考ええる。</p> <p>・また、眺ふ頭公園は、車両での来場は休日利用者が中心であること、利用者に占める休日利用者の割合が多いことから、青海縦貫線を経由する工事用車両の台数は現状の交通量に対してわずかなものであることから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響はほとんどないものと考ええる。</p> <p>・更に、工事の施行に伴う自然との触れ合い活動の場に及ぼす影響を低減させるための環境保全措置として、工事施行箇所及び工事量の集中を避ける工事工程を計画する。</p> <p>・以上のことから、工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度は、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場」に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考ええる。</p> <p>【工事後】</p> <p>○計画道路の存在及び自動車の走行に伴う自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度</p> <p>・フェリーふ頭公園は計画道路の起点から約200m北側の沿道に面しており、工事の完了後は計画道路を含む臨港道路が主な利用経路になることから、計画道路の供用に伴う主たる利用経路の交通量の増加が見込まれるが、フェリーふ頭公園には駐車場がないため車両での来場は想定されていないこと、利用者への聞き取り調査結果より、平日利用者の多くが近隣の倉庫等から徒歩で訪れていることから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響は小さいものと考ええる。</p> <p>・一方、眺ふ頭公園は、計画道路の供用に伴い、現状、南北方向の主要道路軸として交通が集中している青海縦貫線の渋滞緩和が想定される。</p> <p>・また、景観の予測結果より、フェリーふ頭公園及び眺ふ頭公園において、工事の完了後における景観に対する影響はないことから、計画道路の存在及び自動車の走行に伴う自然との触れ合い活動の場の持つ機能に与える影響はないものと考ええる。</p> <p>・以上のことから、計画道路の存在及び自動車の走行に伴う自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度は、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考ええる。</p>

表1(11) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
廃棄物	<p>【工事の施行中】</p> <p>○工事の施行に伴い発生する建設発生土、建設汚泥及び建設廃棄物の排出量、再利用量及び処理、処分の方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設舗装の撤去工事等から発生する主な廃棄物として、アスファルト舗装材、コンクリート塊、伐採樹木等がある。発生した廃棄物は、分別や再資源化施設等を活用した再資源化等を行い、廃棄物発生量を抑制するとともに、可能な限り再利用・再生利用を図る。これらの再資源化・縮減により「東京都建設リサイクル推進計画」(東京都、平成20年)における再資源化・縮減率の目標値95%を達成するよう努める。再資源化できないものは縮減を行い、産業廃棄物処理業者に委託して適正に処理する。 ・また、地盤改良に伴い発生した排泥は現場内での有効利用等により処分量の削減に努める。有効利用できない分については排泥(建設汚泥)として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に運搬し、再資源化施設等を活用した再資源化等により廃棄物発生量を抑制する。これらの再資源化・縮減により「東京都建設リサイクル推進計画」における再資源化・縮減率の目標値90%を達成するよう努める。 ・掘削工事に伴い排出された建設発生土は、現場内及び建設副産物情報交換システム等を利用した再利用や新海面処分場の埋立用材等での有効活用を図り、発生量を削減する。建設発生土受入機関の受入基準に適合していない場合には、「土壌汚染対策法」に基づき、適正に処理する。これらの再資源化・縮減により「東京都建設リサイクル推進計画」における有効利用率の目標値92%を達成するよう努める。なお、発生した建設発生土等のうち、廃棄物及び廃棄物と混在する建設発生土等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物として適正に処理する。 ・更に、工事の施行に際しては、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」の規定に基づき地盤等の調査を行い、必要に応じて適切な措置を行うとともに、措置を行った場合にはその内容及び対応の状況について、事後調査報告書の中で明らかにする。 ・また、建設発生土の再利用及び処分は、関係法令及び条例、並びにガイドラインや受入先の受入基準を遵守した上で、適正に行う。 ・浚渫工事に伴い発生する浚渫土は、工事の実施前に再度底質調査を行い、受入先の受入基準や水底土砂に係る判定基準等を遵守した上で、建設発生土有効利用事業(東京湾奥の深掘部の埋戻し)等において活用する計画である。 ・このほか、その他の建設廃棄物や建設発生土の再利用及び処分に当たっては、関係法令及び条例、並びにガイドラインの目標・施策や受入先の受入基準を遵守した上で、適切な処理・処分を行う。 ・以上のことから、工事の施行に伴い発生する建設発生土、建設汚泥及び建設廃棄物の排出量、再利用量及び処理、処分の方法等は、評価の指標とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年法律第48号)、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)、「東京都廃棄物条例」(平成4年東京都条例第140号)等に定められた事業者の責務及び「建設リサイクル推進計画2014」(国土交通省、平成26年)に定められた目標等に基づき、廃棄物の抑制を図ることを満足するものと考えられる。

●東京都告示第二百九十六号

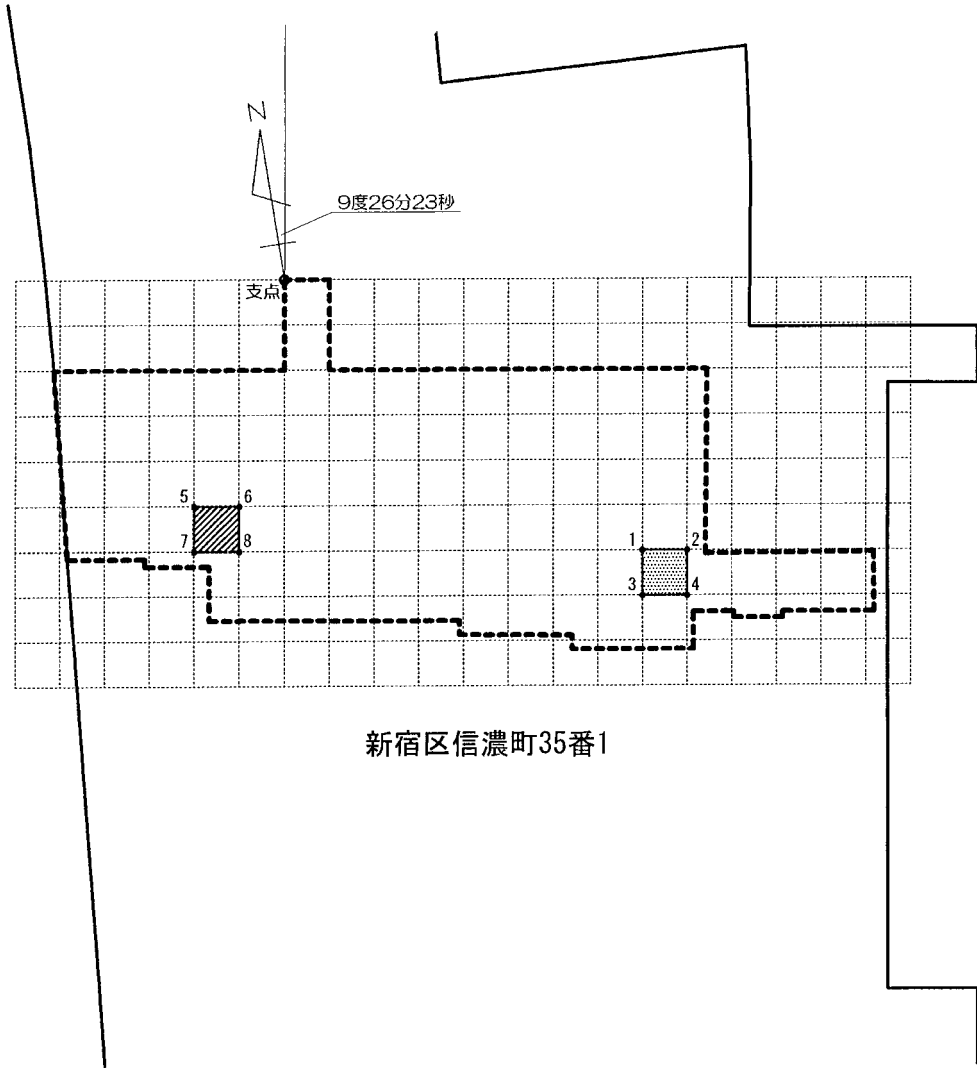
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月一日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(新宿区信濃町地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

別図



- 凡例
- : 筆境界
 - : 単位区画
 - ▨ : 調査対象地
 - ▧ : 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
 - ▩ : 形質変更時要届出区域 (平成27年東京都告示第987号により指定した区域)

【支点】
 支点は、調査対象地の最北端とする。

【格子の回転角度 9度26分23秒】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向並びに南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

点名	X座標	Y座標
支 点	-35218.075	-10461.759
1	-35290.383	-10392.683
2	-35292.023	-10382.819
3	-35300.248	-10394.323
4	-35301.888	-10384.459
5	-35264.118	-10489.689
6	-35265.758	-10479.824
7	-35275.622	-10481.464
8	-35273.982	-10491.329

【備考】
 上記の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

新宿区信濃町35番1

●東京都告示第二百九十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第六十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月一日

東京都知事 外 添 要 一

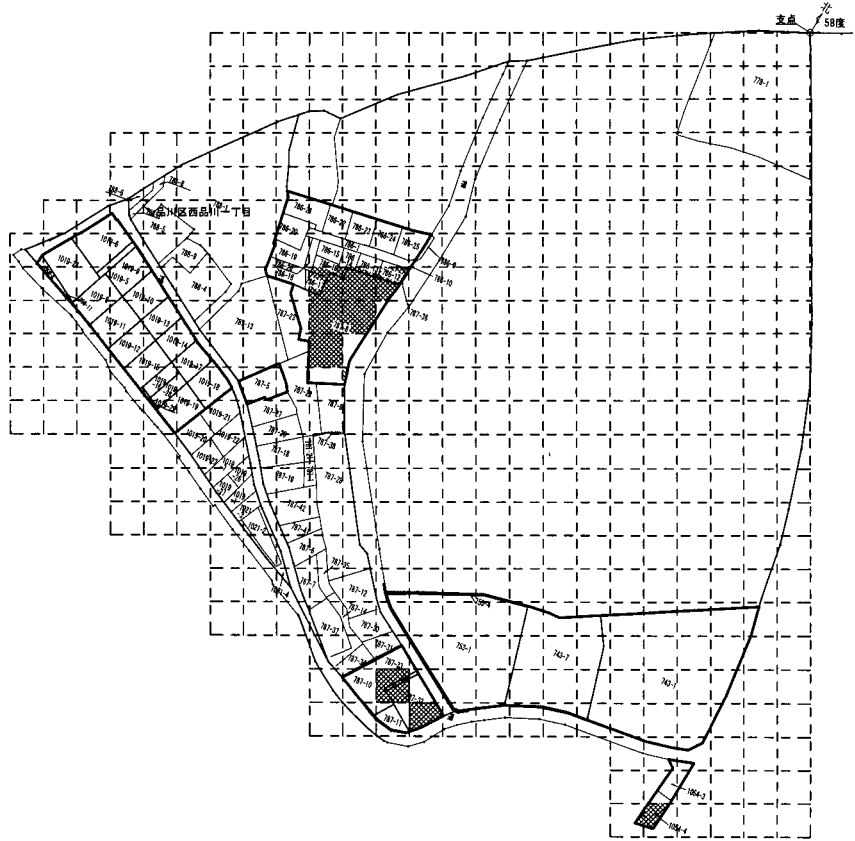
- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区西品川一丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

【支点】
支点は、品川区西品川一丁目778番1の最北端とする。

【格子の回転角度】 58度
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 凡例
- 敷地境界線
 - - - 単位区画境界線
 - 筆境界線
 - 指定を解除する区域



●東京都告示第二百九十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月一日

東京都知事 舩 添 要 一

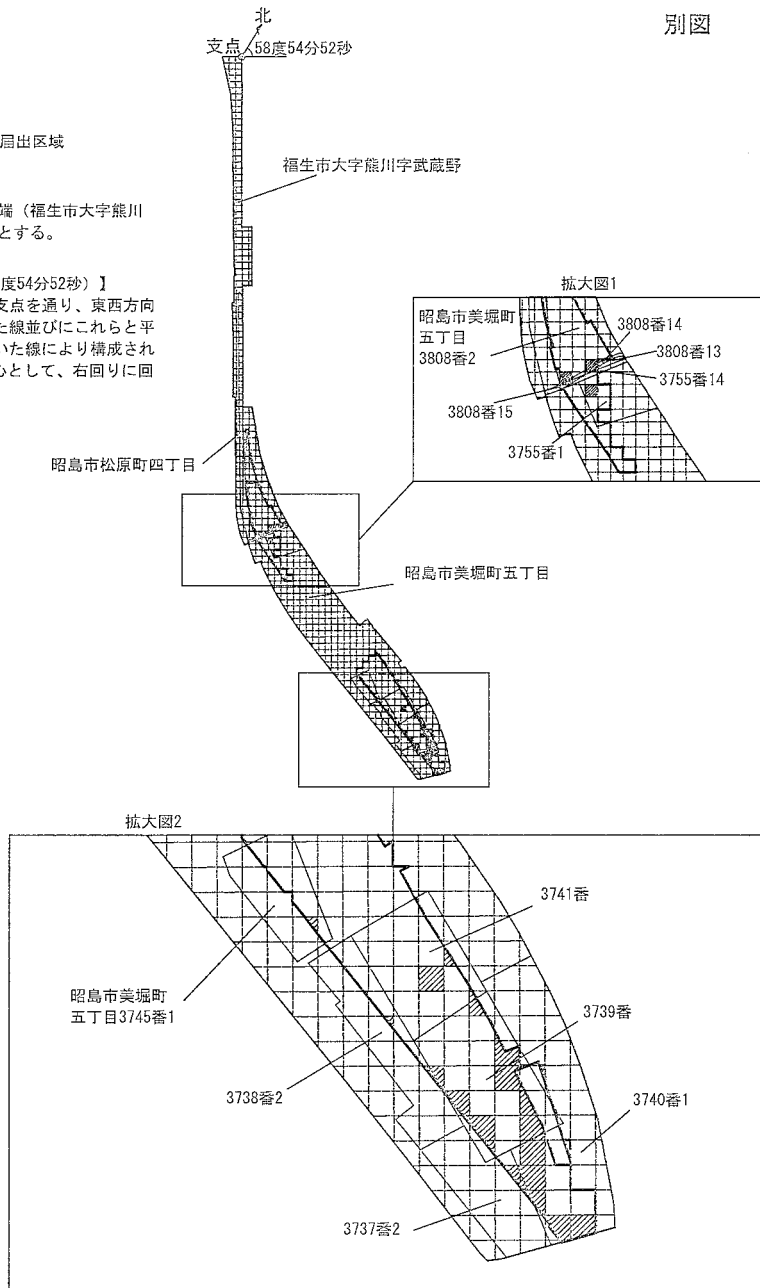
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（昭島市美堀町五丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

- 【凡例】
- ：単位区画
 - ：敷地境界
 - ：調査範囲
 - ：筆境界
 - ▨：形質変更時要届出区域

【支点】
 支点は、敷地の最北端（福生市大字熊川宇武蔵野1370番ハ）とする。

【格子の回転角度（58度54分52秒）】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



別図

●東京都告示第二百九十九号
 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五
 条第一項の規定に基づき、家畜又はその死体の所有者に
 対し、家畜又はその死体について、次のとおり家畜防疫員
 の検査を受けるべき旨を命ずる。

平成二十八年三月一日
 東京都知事 外 添 要 一

一 プルセラ病検査

(一) 実施の目的
 プルセラ病の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日
 実施する区域については都内全域とし、実施の期日
 については平成二十八年四月一日から平成二十九年三
 月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定
 する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 実施する区域で飼養されている牛のうち、家畜伝染
 病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。
 以下「省令」という。）第九条第二項第一号から第四
 号までに掲げるもの。ただし、六箇月齢未満の牛及び
 家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。

(四) 検査の方法
 省令別表第一に定める方法

二 結核病検査

(一) 実施の目的
 結核病の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施区域

実施期日

立川市、清瀬市、平成二十八年五月一日から同月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

練馬区、府中市及び調布市の全域
平成二十八年六月一日から同月三十日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

青梅市の全域
平成二十八年九月一日から同月三十日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

あきる野市及び日の出町の全域
平成二十八年十月一日から同月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

大島町及び八丈町の全域
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

ただし、右に定めるほか、家畜保健衛生所長が必要と認める場合は、実施する区域については都内全域とし、実施の期日については平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている牛のうち、省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げるもの。ただし、六箇月齢未満の牛及び家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

三 ヨーネ病検査

(一) 実施の目的

ヨーネ病の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施区域

実施期日

立川市、清瀬市、平成二十八年五月一日から同月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

練馬区、府中市及び調布市の全域
平成二十八年六月一日から同月三十日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

青梅市の全域
平成二十八年九月一日から同月三十日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

あきる野市及び日の出町の全域
平成二十八年十月一日から同月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

大島町、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の全域
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日

ただし、右に定めるほか、家畜保健衛生所長が必要と認める場合は、実施する区域については都内全域とし、実施の期日については平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている牛のうち省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げるもの。ただし、六箇月齢未満の牛及び家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。

イ 搾乳及び繁殖の用に供することを目的として東京都の区域外から移入した牛。ただし、六箇月齢未満

の牛及び家畜保健衛生所長が検査を不要と認めた牛を除く。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

四 伝達性海綿状脳症検査

(一) 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向の把握

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)第六条第二項ただし書に規定する場合を除き都内全域とし、実施の期日については平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

実施する区域で死亡した牛、めん羊及び山羊の死体のうち、省令第九条第二項第十号及び第十一号に掲げる死体。ただし、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたものに限る。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

五 馬伝染性貧血検査

(一) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定

する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている馬のうち、省令第九条第二項第五号から第九号までに掲げるもの及び家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの。

(四) 検査の方法

省令別表第一に定める方法

六 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査

(一) 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生の予察

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日については平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの。

(四) 検査の方法

臨床検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査

七 腐蛆病検査

(一) 実施の目的

腐蛆病の発生の予防

(二) 実施する区域及び期日

実施する区域については都内全域とし、実施の期日

については平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において家畜保健衛生所長が指定する日とする。

(三) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、東京都の区域を越えて移動するもの及び家畜保健衛生所長が検査を必要と認めたもの。

(四) 検査の方法

肉眼的検査、ミルケテスト及び細菌学的検査

●東京都告示第三百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 路線名 日本橋芝浦大森

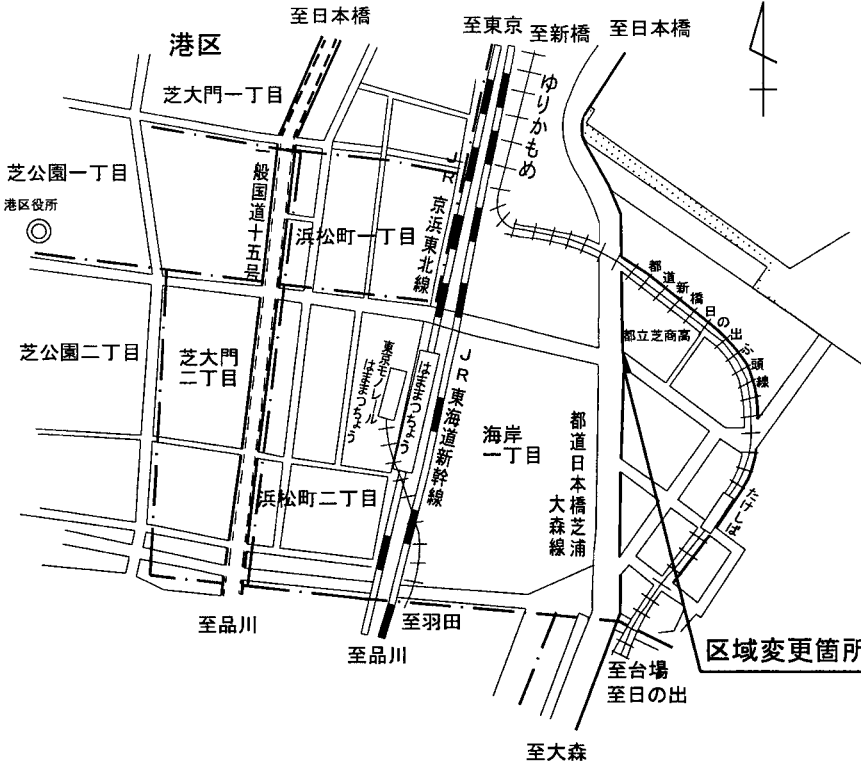
二 変更の区間 港区海岸一丁目二十二番一地从先から同所

二十番九地先まで

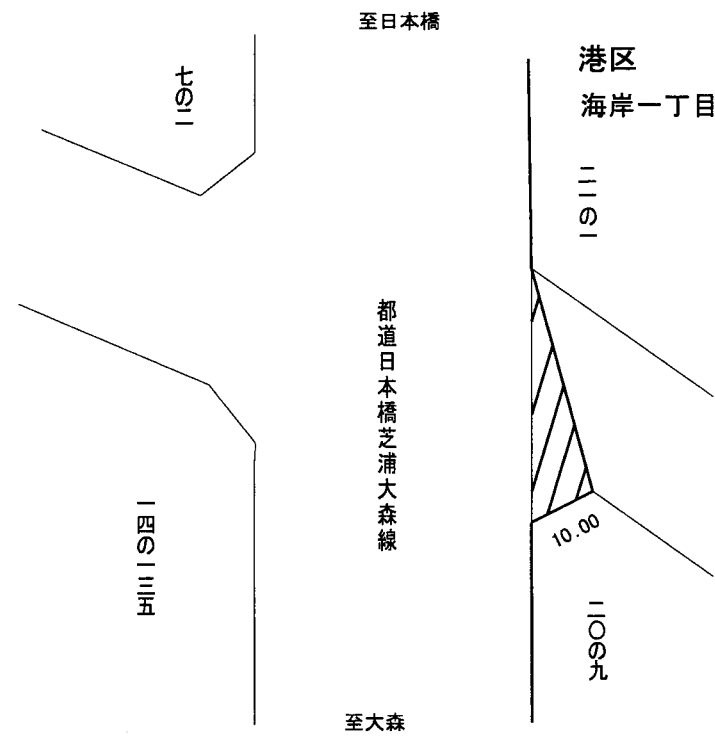
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道日本橋芝浦大森線区域変更略図
港区海岸一丁目地内



一般国道
 都道
 特別区道
 廃止区域
 延長 三七・三六メートル
 面積 一六六・三七平方メートル



公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年三月一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

昭島市大神町一丁目四百八十三番一 立川市曙町三丁目七番十四号

株式会社藤住宅 代表取締役 伊藤 丈磨

東大和市芋窪四丁目千四百十四番二、同番二地先、千四百十五番三、千四百十六番三、千四百十七番三及び千四百二十番 代表取締役 内野 泰由

昭島市拜島町字代官山四千十七番一、四千三十六番二、同番三、四千四十一番一及び同番四の各一部 代表取締役 佐藤 隆

千代田区三崎町三丁目三番二十三号 青梅市藤橋一丁目四百七十七番地十九

羽村市羽中三丁目六百二番三

有限会社大野ハウジング 取締役 澤田 豊

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年三月一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十八年三月一日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 店舗名 (仮称) 新宿三丁目国際マンションビル
- 二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目百十番六ほか
- 三 設置者名 国際マンション株式会社
- 四 設置者住所 新宿区新宿三丁目三十六番十六号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ドン・キホーテ
- 六 新設をする日 平成二十九年六月一日
- 七 店舗面積の合計 千五百八十二平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 隔地 十一台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 六十六台
- 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 二十九平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び 店舗内 八・七三立方メートル

容量

- 十二 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 二十四時間
- 十三 来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間
- 十四 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所 隔地
- 十五 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 二十四時間
- 十六 届出日 平成二十八年二月十六日
- 十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十八 縦覧期間 平成二十八年三月一日から同年七月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十八年三月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 店舗名 葛西クリンタウンショッピングセンター

二 店舗所在地 江戸川区清新町二丁目三番六号

三 設置者名 株式会社新都市ライフ

四 意見

ア 聴取者 江戸川区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十八年二月十二日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成二十八年三月一日から同年四月一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

争議行為の予告について

精神医学研究所労働組合執行委員長諸永政廣から争議行為を行う旨の通知が平成二十八年二月十九日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十八年三月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 事件

春闘大幅賃上げ獲得等の要求に関する件

二 日時

平成二十八年三月二日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

精神医学研究所附属東京武蔵野病院 板橋区小茂根四丁目十一番十一号

四 種類

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員または一部の組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為。(以上原文のまま掲載)

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月

五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

